

## 魚津市まちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号）に基づいて策定された魚津市市民参画・協働指針における「市民参画と協働のまちづくり」を推進するため、魚津市まちづくり交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域振興会 市内13地区（大町、村木、下中島、上中島、松倉、上野方、本江、片貝、加積、道下、経田、天神及び西布施地区をいう。）を単位として、自治会又は町内会、女性の会、社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会等で構成されたコミュニティ機能を有する活動団体をいう。

(2) 地域特性事業 次に掲げる事業をいう。

ア 地域振興会が自主的に取り組む事業で、地域の課題を解決するもの、地域コミュニティの活性化を図るもの又は地域の特性を活かしたもの。

イ 市が実施している事業のうち、地域振興会が運営主体となって実施することにより地域住民のニーズにより的確に対応できると市長が認めたもの。

(交付金の交付等)

第3条 市長は、地域振興会が実施する地域特性事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 次の各号のいずれかに該当する事業については、交付金の交付対象としない。

(1) 国、県又は他の団体等の補助制度に基づく補助金等の交付対象となる事業

(2) 公序良俗に反する事業

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、市長が決める額とする。

(交付金の交付申請等)

第5条 交付金の交付を受けようとする地域振興会（以下「申請者」という。）は、魚津市まちづくり交付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定について、魚津市まちづくり交付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付金の積立て）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた地域振興会（以下「交付事業者」という。）は、交付金の交付の決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）のうち、単年度での完了が見込めず、複数年度にわたって実施する必要が生じた交付事業（以下「積立事業」という。）がある場合は、交付金の一部を基金として積み立てることができる。この場合において、交付事業者は、積立開始初年度に魚津市まちづくり交付金基金積立計画書（様式第3号。以下「計画書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 基金として積み立てる額は、前項の計画書に計上した金額の範囲内で交付事業者が毎年度の収支予算書で定めるものとする。

3 積立期間は、積立開始初年度を含め3年度以内で交付事業者が計画書において定めるものとし、交付事業者は、積立最終年度に当該積立事業に係る基金の全額を取り崩し、積立事業の経費に充てなければならない。

4 交付事業者は、毎年度終了後に魚津市まちづくり交付金基金積立管理状況報告書（様式第4号）により、市長に基金の管理状況を報告しなければならない。

5 交付事業者は、積立期間の終了後、積立事業について当初の目的を達成できず、又はその遂行が困難になった場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立事業未了報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、不用額となった積立金に相当する額を、不用額が生じた年度の翌年度以降の交付金の額から減額することができる。

（基金の積立額の変更）

第7条 交付事業者は、計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、事業完了後30日以内の日又は当該年度の末日までに、魚津市まちづくり交付金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の繰越し）

第9条 交付事業者は、交付金に不用額が発生したときは、魚津市まちづくり交付金繰越申請書（様式第8号）を市長に提出することにより、当該不

用額の発生した年度の翌年度に実施する交付事業の経費に充てるため、当該不用額を繰り越して使用することができる。

(交付金の返還)

第10条 交付事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長の命じるところにより交付金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 不用額が生じたにもかかわらず前条の申請書が提出されないとき

(2) 第3条第2項各号に規定する事業に交付金を使用したとき

(3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき

(関係書類の整備保管)

第11条 交付事業者は、交付事業に係る予算及び決算に関する事項を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該交付事業完了の日に属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則 (平成28年3月31日魚津市告示第45号)

(施行日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(魚津市地域特性事業補助金交付要綱の廃止)

2 魚津市地域特性事業補助金交付要綱(平成18年魚津市告示第18号)は、廃止する。

附 則 (平成31年3月27日魚津市告示第34号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日魚津市告示第15号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。